

Title	親族関係の分析視点
Sub Title	The view-point for the analysis of kinship relations
Author	平野, 敏政(Hirano, Toshimasa)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1975
Jtitle	哲學 No.63 (1975. 2) ,p.55- 70
JaLC DOI	
Abstract	<p>In studying social structure, first of all, the social anthropologists pay attentions to family and kinship organization. In a sense, family is a kind of kinship organization characterized by its common residence and household. For the social anthropologists, though the concept of kinship is the most important clue to analyze social structure, the definition of kinship is very ambiguous. Kinship is ordinarily defined by blood relation and affinity, and for that reason we are apt to understand it either through a physiological aspect or a legal aspect. Is it relevant that we, the social anthropologists, examine kinship relations only through physiological and legal aspect? When we think about kinship relations, we must give attention to the relation between kinship relations and social norms, institution of marriage, rule of descent, rule of residence, and so on. When we describe kinship relations, we deal not only with a scheme of inter-personal relations, but also with social behaviors of the people related to each other by kinship tie. If we want to understand kinship relations thoroughly, we must, therefore, take an analytical point of view as follows ; the kinship relation is not only physiological and legal fact but a social relation.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000063-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

親 族 関 係 の 分 析 視 点

平 野 敏 政

(一)

イギリスの社会人類学者 A. R. ラドクリフ=ブラウンが、アメリカのシカゴ大学で講義を行なった 1931 年から 1937 年にかけての 7 年間は、社会人類学の歴史にとってひとつのエポックメイキングな時代であった。

周知のようにラドクリフ=ブラウンは、社会人類学を「比較社会学 (comparative sociology)」と考え、その課題を社会構造の形態分析と、その比較を通しての社会に関する一般法則の樹立にあるとしていた。彼のこの立場は終生かわらなかった。事実彼が 1946 年にオックスフォード大学社会人類学主任教授の職を辞してのち着手した社会人類学の入門書においても、彼はこの考え方を基本的には変更していない。

その入門書の中で、彼は数多くの諸種の社会形態の体系的比較および検討によってのみ人間社会の科学的知識が入手され得ると主張し、この比較研究を「比較社会学」と呼んでいる (Radcliffe-Brown, 1958, p. 141)。「比較社会学」という名称の初見についてはいまは詳かにしえないが、1922 年に出版された彼の最初の重要な著書の中に、社会に関する一般法則の樹立の重要性への言及が見られるし (Radcliffe-Brown, 1922, p. 229)、また 1940 年に発表された論文においては、社会人類学を人間社会に関する理論的自然科学 (theoretical natural science) と見做すと規定し、それを「比較社会学」の名をもって呼ぶことに賛意を表している (Radcliffe-Brown, 1940, p. 189)。これをもってしても、いかに強く彼が社会人類学の法則科学としての性格に固執したかが理解されよう。

またこのような法則科学としての社会人類学の方法として、いわゆる機

能主義的方法が終始採用され続けていたことも忘れてはならない。

では一体、これほどまでに首尾一貫した態度をとり続けたラドクリフ＝ブラウンのシカゴ大学における7年間にわたる講義が、いかなる意味でエポックメイキングであったのか。

それを知るには、いわゆるシカゴ学派と呼ばれている社会人類学の一学派に所属する人々の研究をみる必要がある。この学派の中には、R.レッドフィールド、F. エッガン、R. ワーナー、それに J.F. エンブリー（エンブリーはホノルル大学の人ではあるが）などを含めてよいだろう。これらの人々はいずれもみな、多かれ少なかれラドクリフ＝ブラウンの指導あるいは影響下に育ったものといえることができる。

ここにあげたシカゴ学派の研究者たちの業績をみると、それらのものが機能主義的方法にエポックメイキングな意味をもたらすほどの革新性をもったとはいえないだろう。彼らが社会人類学の歴史の中で一時代を画するような位置にあるのは、機能主義的方法の深化、展開にあるのではなく、主として社会人類学が対象とする社会のいわば水平的な拡大をはかった点にその理由が求められるのである。つまり彼らは、それまで社会人類学の対象とされていた文字をもたない（未開の）、したがって歴史的ドキュメントをもっていない社会にのみ研究を限定せず、文字をもつ（文明的な）、歴史的ドキュメントも利用し得る社会へとその研究対象領域を拡大したのである。この点に関しては、彼らはラドクリフ＝ブラウンの社会人類学を「比較社会学」とする見解に影響されつつも、当のラドクリフ＝ブラウン以上に積極的に社会学への接近をはかったともいえよう。ラドクリフ＝ブラウン自身は、社会人類学の独自性に注目する場合には、一貫して社会人類学の対象をいわゆる残存する未開社会としていたようであるが（Radcliffe-Brown, 1958, p. 141）、かといってシカゴ学派の社会人類学者たちが有文字民族をその研究対象とすることを否定していたわけではない。それどころかエンブリーの発表した『スエ村』に寄せた序文において、こうした方

向への社会人類学の展開を支持している。

ここまで、こうした社会人類学の展開が、あたかもラドクリフ＝ブラウン一人の影響によって形成されたかのごとき論述をしてきたが、それは必ずしも彼一人の力によるものではもちろんない。そこにはすでにそれだけの下地が準備されてもいた。さきに述べた『スエ村』に寄せた序文の中でラドクリフ＝ブラウン自身も指摘しているごとく、この下地はワーナー、レッドフィールドらによって用意されていたのである。この下地に対してラドクリフ＝ブラウンは支持を表明し、研究者自身の現地調査を留保条件とも不可欠の条件ともして、この条件が満たされるならば有文字社会への社会人類学者の進出を認め得るとしたのである。

(二)

1930年代を社会人類学の歴史にとてっひとつのエポックメイキングな時代と考える見解の意味は上述のごとき点に存するのである。わが国においても、かなり早い時期に二人の農村社会学者によって、シカゴ学派のこうした動向は注目されていた。その二人とはいうまでもなく鈴木栄太郎と及川宏である。鈴木は1940年(つまりエンブリーの『スエ村』が発表された翌年である)、一冊の本とひとつの論文を発表した。一冊の本とは『日本農村社会学原理』であり、ひとつの論文とは「社会人類学上の研究としてのエンブリー氏の『スエ村』と日本農村社会学」である。

『日本農村社会学原理』はよく知られているように、ドイツ村落社会学、英国ル・プレー派の農村研究等についても言及してはいるが、米国農村社会学、特に P. A. ソローキンの影響顕著なものである。鈴木はこの『原理』の中で、エンブリーにも触れ、シカゴ学派の社会人類学について若干の着目をしているが(鈴木, 1940a, p. 74, p. 75 註,)、同時にまた、米国の農村社会学者たちに学ぶところもあるべきである(傍点筆者)(鈴木, 1940a, p. 74, p. 54), と指摘し、日本農村社会の特殊性に注目しながらも

米国農村社会学に学ぼうとする基本的態度を表明している。

これに対して同じ 1940 年に『民族学研究』誌上に発表された論文における主張は『日本農村社会学原理』におけるそれとは多少ニュアンスを異にしている。この『民族学研究』誌上の論文においては、鈴木は日本農村社会学を系統的には米国農村社会学に連繫するものとしながらも、日本農村社会学の米国における兄弟をエンブリー等の所属する社会人類学派に求めている（鈴木，1940b, p. 145, p. 148）。しかしながら鈴木は、日本農村社会学と米国のシカゴ学派社会人類学とを同一視していたのではない。鈴木は民族的、歴史的個性をもったわが国の村落社会の平均型を求める日本農村社会学と、村落社会の社会構造の通文化的比較から一般法則を得ようとする社会人類学との彼我の相違を論じ、まことに妥当な社会人類学派に対する批判的指摘を行なった（鈴木，1940b, pp. 152-156）。鈴木は日本農村社会学と米国社会人類学派の近接を認めつつも、各々がその認識の目的とするところの差異を鋭く指摘したのである。

鈴木におくれること 4 年、1944 年に及川宏が『民族学研究』誌上において再びこのシカゴ学派の社会人類学を論じた。及川はさきに述べた鈴木 of 社会人類学派に対する批判的接近をふまえながら、鈴木とは視点をかえて、社会人類学派が提供するモノグラフの意義、およびモノグラフ作成に関わる方法論的な問題を中心に論じた。及川は共同体分析という視点から、単位共同体の包括的モノグラフを作成する社会人類学的方法的立場を支持した。しかしその反面、鈴木と同様に及川も、社会人類学派が単位共同体が存在する社会の文化的、歴史的個性を無視し、ともすれば単位共同体の安易な通文化的比較を通して性急な一般化を企てる傾向への疑問を提出している。（及川，1944, p. 144）。社会人類学の対象領域の拡大をはかったシカゴ学派の社会人類学に対する評価と批判は、この二人によってほとんど過不足なくなされているといえる。

シカゴ学派に対する批判的接近等を背景として、最近では社会人類学者

たちが従来社会学の対象と考えられていた社会の研究を、歴史的ドキュメントを使用しながら進めている。ことに村落社会あるいは農村社会の研究においては、社会学者と社会人類学者はかなり近いところに立って研究を進めているといっても過言でない。わが国においても近年社会人類学者が、村落社会研究に積極的に参加し、農村社会学との関係を深めていることはここにあらためて指摘するまでもないであろう。

(三)

伝統的に社会人類学が、社会の構造形態の分析、比較をその課題としてきたことは前述の通りである。その際、社会人類学者が対象として選ぶ社会は比較的規模の小さな、人口数も多くない社会であった。なぜなら、そうでなければ現地調査による包括的なモノグラフの作成が不可能だからである。これがこれまで社会人類学者が対象とする社会を未開社会とする立場の背後にあった見解である。文字をもたない未開民族はしばしば部族単位にまとまっており、このような条件を満たすのに恰好の社会を形成していたといえる。そして現在でも社会人類学にとって包括的なモノグラフの作成が不可欠の条件であるのは周知のことであろう。前節に述べた1930年代以降、しかしながらこうした条件を満たす社会は、未開社会に限定されず、文明社会の中にも相対的にまとまった小規模な社会人類学の対象たり得る社会の存在が主張されるに至ったのである。このような社会を社会人類学者たちは「民俗社会 (folk society)」, とも「農民社会 (peasant society)」とも呼んでいる。

未開社会、民俗社会あるいは農村社会のいずれを対象とするにしても、社会人類学はそれらの社会の構造的形態を分析するものである。その場合多くの社会人類学者は、家族、親族を構造分析の最初の手掛りとする。なぜなら人間社会を考えてみた場合、社会の成員が自覚的な意味で親族の觀念あるいは親族関係の意識をまったくもっていない社会を見出すことは不

可能だからである。少なくとも現在までのところそうした社会の存在は報告されていない。

家族、親族関係はここに述べたように、社会の構造的形態の分析の手掛りとして重要なばかりでなく、それ自体としてもまた社会人類学にとって重要な問題となっている。ここでは社会の構造的形態の分析に際して、家族、親族関係に着目することの意味および問題点等について論じる前に、親族関係そのものに対する社会人類学の積みあげてきた研究について検討してみたい。それは、近年わが国においても社会人類学者が日本農村社会学の構造分析、特にイエや同族団等の問題に関して積極的な提言を行なうようになってきているにもかかわらず、こうした検討をぬきにして安易に社会人類学における親族関係の分析を、日本のイエや同族団研究の中に取り入れているからである。

そこでまず社会人類学が親族関係分析の鍵概念としている「親族」概念について論じることになろう。その場合、最初に明らかにしなければならないのは親族関係と血縁、非血縁の関連の問題であろう。いうまでもなく血縁、非血縁を区別する規準としては、客観的な指摘である生物学的、生理学的事実をもってしてそれにあてることが可能である。もしかりに親族関係がこの血縁、非血縁という生理学的概念と完全に一致するのであれば、「親族」概念を生理学あるいは生物学的レベルで捉えることができることになる。

しかし結論からさきにいえば、親族、非親族という区別を血縁、非血縁という生理学的規準に求めることは妥当ではない。

そのことは B. マリノフスキーによって研究されたトロブリアド諸島民の社会における親族関係や、C. レヴィ=ストロースによって論じられているオーストラリア北西部に住むウナムルバ族の親族関係などをみることで理解される。

いまウナムルバ族の社会がいわゆる父系制の原理にもとづいているのか、

母系制によっているものかを知ることはできないが、母系制原理をもつトロブリアンド諸島民の社会と同様、ウナムルバ族の社会においても、父親（男性）の生殖に関する生理学的役割が否定されているという（Levi-Strauss, 1956, p. 6）。つまりこれらの社会では生理学的父-子ダイアド（dyad）の否定がみられるのである。

しかしもしこの事実をもって、即座に母-子ダイアドの強さと父-子ダイアドの弱さとがそこに表現されていると理解するならば、それは適当な解釈とはいえない。なぜならこの父-子ダイアドの否定は、すでに述べたようにトロブリアンド諸島民の間においても、ウナムルバ族の社会においても、男性（父親）の生殖に関する生理学的意味の否定にその眼目が置かれているからである。つまりそれは「生理学的父」の否定を意味しているのである。要するにそこでは父-子の血縁的關係が否定されていると理解するのが妥当である。もっとも岡田謙によれば、トロブリアンド諸島民における「生理学的父」の否定については、彼らの間では子供の出生に関して呪術的宗教的原因と生理学的原因の共在が認められ、したがってそこには「生理学的父」の認知がみられるという A.C. ラントゥールの反証が存在するという（岡田謙, 1942, pp. 50-51）。

「生理学的父」の認知が完全に否定されているのか、それともある危機的状況において意識されるほどの稀薄なものに止まっているのか、または全面的にそれが認められているのかといったことも検討に値する問題にはちがいないが、ここではこの問題に深入りすることは避けたい。たださきにみた父-子ダイアドの否定が生物学的、生理学的側面においてみられる事実を確認すればそれで十分である。

トロブリアンド諸島民の間やウナムルバ族の間では、ここに述べたように「生理学的父」の否定あるいは血縁的な父-子ダイアドの否定がみられるが、それでは彼らの間において父-子ダイアドの親族關係の否定がみられるかといえそうではない。そこには「生理学的父」にかわって「社会

学的父」が認められるのである。そしてそれによって父-子ダイアドが構成されているのである。もちろん多くの場合、父-子の間に血縁関係が認められるのであるが、「社会学的父」のもつ意味は父-子の間に血縁関係のあるなしに関係しない点にある。

「社会学的父」に関連してマリノフスキーは次のような興味ある二つの事例をトロブリアンダ諸島民に関して報告している。そのひとつは長期にわたる夫の不在にもかかわらず、その不在中に、社会的に彼との間の婚姻関係の認められている妻に生まれた2人の子供が、彼の嫡出子として、彼によっても、また社会的にも認められていたという事例であり、他のひとつは、同棲していて、その同棲期間中に相手の女性が子供を生んだのを、結婚前に彼女が子供を生んだという理由でその女性が棄てられた事例の二つである (Malinowski, 1927, pp, 164-167)。

さてこの二つの事実からマリノフスキーはどのような結論を導き出しているのか。彼は二つの解釈をこれらの事例に与えている。ひとつはいうまでもなく「生理学的父」の不知ということであり、もうひとつは「社会学的父」の重要性である。「生理学的父」の不知については措くとして、トロブリアンダ諸島民の間における「社会学的父」の重要性はマリノフスキーが「嫡出の原則 (The principle of legitimacy)」と名づけたところの社会的規範の強さと関連している。

「嫡出の原則」とは簡単にいえば、いかなる子供といえども、父たるべき人つまり彼の保護者、監督者たるべき一人の男性がある場合、その場合に限ってのみ生まれてくるべきであるという原則、あるいは社会一般の通念といえよう。トロブリアンダ諸島民の間でこの通念が非常に強く保持されているわけである。しかもトロブリアンダ諸島民の事例においては、これが「生理学的父」の不知と関連するのであるから、当然のことながら「嫡出の原則」を満足させるべき人は血縁的な意味における事実上の父でなくても不都合はないということになる。

明らかにここにおいてみる限りでは、親族、非親族のカテゴリーと血縁、非血縁のカテゴリーとが常に合致するものと結論することはできない。もちろんトロブリアンド諸島民や、ウナムルバ族の事例といったごくわずかの社会での検討を単純に一般化することはつつしむべきである。しかし他方すくなくとも親族、非親族の区別の規準を血縁、非血縁の区別の規準と合致させて考えたのではそこにおける親族関係を理解し得ない社会の存することも認めなければならないといえよう。

(四)

いずれにしてもここに長々と論じてきた親族と非親族の区別と血縁、非血縁の区別が一致しないという議論はすでに常識的な前提となっているのか、あまり注目されることのないものである。このような親族関係と血縁関係を別種のものに見做す立場は、わが国の一部の農村社会学者や家族社会学者によってすでに指摘されている。

なかでも有賀喜左衛門は家を社会関係として捉える立場をとる、という留保条件を置いたうえで、夫婦関係という性的関係や「家の成員である血縁の関係は単なる自然現象でなく、人間的文化的事象としての意味にあるから」諸種の文化的契機と結合すると述べて(有賀喜左衛門, 1966, p, 108), 夫婦関係, 家族関係の文化的事象としての側面を強く主張していた。

夫婦関係(通常これは血縁ではない)をもって家の形成の第一条件とし、血縁、非血縁の区別が家の成員、非成員を区別する根本条件たり得ないことを主張している有賀の立場からすれば、前述の「家の成員たる血縁の関係」という有賀自身の論述はいささか奇妙に聞こえるが、おそらくここでは夫婦関係に対する親子関係が念頭にあったものと考えられる。もしこの理解が誤っていないとすれば、夫婦関係ばかりでなく、特定の夫婦から生まれた子供とその父母との血縁的親子関係も文化的事象として捉えようとする鋭い指摘を有賀は行なっているといえる。そして実際有賀自身がこの

ように考えていたらしいことは、彼の家に関する多くの論述や、オヤカターコカタ関係に対する考察から十分うかがえるのである。

また森岡清美も血縁、非血縁の区別は生物学的概念に基づくものであるから、これを親族、非親族の区別に置き換えることは不適當であるとし、家（家族）の中に非血縁者が含まれる場合、その非血縁者が家（家族）の成員であることからして、非血縁者も事実上もしくは法律上親族とみるべきであろう（森岡清美，1972，p. 3），と述べて有賀説を支持している。

ではこのように親族関係が血縁関係と同一視され得ないとすれば、親族関係は一体いかなる関係と考えられるのだろうか。

ここでもう一度マリノフスキーによって報告されている前述のトロブリアンド諸島民の事例を想起し、有賀、森岡の説と比較してみたい。特にマリノフスキーの「嫡出の原則」および森岡の「家（家族）の成員であるならば」という親族に関する条件を考えると、「親族」概念そのものにはそれ自体を明確に定義し得る独自の具体的内容が含まれているとはいえないことが理解されよう。

親族、非親族の区別は、マリノフスキーでいえば「嫡出の原則」（これは社会的に認められた婚姻を条件としている）といった社会的規範や、また森岡のいうように家（家族）の成員であるか否かといった社会的条件を満たすかどうかという事実を規準とせざるを得ない側面があるのである。有賀はすでに「家を社会関係として捉える場合」という注目すべき提言をしている。これらのことからすれば、親族関係を社会関係として捉えるという分析視点の重要性を結論せざるを得ないといえる。親族関係を社会関係として捉えようとするこの立場は、つぎのような親族に関する定義とも関連する。

親族概念の定義およびその意味内容についての疑問がこれまで提出されなかったわけではない。

ことに R. ニーダムなどは親族という用語は非常に誤解を招きやすい用

語であり、したがって社会的事実の比較のための用語としては虚偽の規準を提供するにすぎないものだと言え主張した (Needham, 1966, pp. 31-32). また M. サウスワルドも、厳密な意味においてはではないがと断りながらも親族という用語は意味のないものだとする意見に賛成すると述べて、もしこの親族という用語を使用せずにおすすめにこしたことはないとの考えから新しい規準を提示する試みを行なっている (Southwold, 1971, pp. 35-54).

しかしながらふつう親族関係は、簡単にいえば姻縁と血縁とを契機とする個人間の関係として、あるいはまた生物学的事実を基礎としつつ婚姻、出自等の条件のもとに結びついた個人間の関係として定義されている。たしかに親族関係は夫婦、親子、兄弟、オジ・オイ・メイ、イトコ等々の関係から成るものであるが、だからといってそれを姻縁と血縁、あるいは生物学的事実を基礎として成立するものと規定することで十分といえるだろうか。例えば夫婦関係をとっていえば男性と女性との結びつきという側面ではたしかに生物学的事実を基礎を置いているが、インセスタブーを出すまでもなく通常ごく近い血縁はその対象から除外されているのであり、その点においては生物学的事実というよりもむしろ社会学的事実というべきである。しかもこの夫婦関係は血縁関係形成の契機として不可欠の関係なのである。

また出自の共通性の認知が親族関係成立の条件である場合についていえば、その対象たる人間は必ずしも血縁者である必要はなく、養子として入り、出自を共通にするものという内的、外的認知が得られれば、それで十分だともいえるのである。その意味では出自の共通性の認知もまた必ずしも血縁、非血縁という生物学的事実拘束されるものとはいえないのである。といってももちろん親族関係における生物学的事実のもつ意味を否定しようというのではなければ、前述した親族関係に関する操作的定義を否定しようというのではない。むしろ生物学的事実といえどもそれ自体では

親族関係を構成し得るものではなく、それが社会的事実として現われてくるところに親族関係の意味が存することを確認したかったのである。

そこでつぎに親族関係を社会関係として捉えようという分析視点のもつ意味について若干触れておきたい。

すでに森岡の説のところでも触れておいたが、森岡は非血縁者といえども、それが家（家族）の成員である以上その非血縁者も法律上もしくは事実上の親族と見做してよいという立場をとっていた。この森岡説にみられるように非血縁者が親族たり得るか否かを論じるとき——この立論は親族関係と血縁、非血縁という生物学的事実との関連を念頭に置いてのものである——森岡が使用している法律上という言葉からも推測されるように親族を法律学的概念と理解する立場がよくとられる。

社会学者ばかりでなく、社会人類学者によってもこの立場はしばしば採用される。中根千枝はわが国における「親族」、「親類」という二つの言葉を説明するにあたって、親族を旧民法を例にとりながら父系的傾向を強くもった五親等以内の関係を示す法律的枠組を指すと述べ、さらに五親等とは法律的枠組であり、社会学的枠組ではないと述べている（中根千枝，1967, pp. 26-40）。

親等概念はたしかに法律的枠組としての側面をもっている。しかしだからといってわが国の親族を法律的枠組とすることができるだろうか。社会学者にしろ社会人類学者にしろ、親族関係および親族組織を研究するとき、それは法律的枠組を研究するのではない。このことは社会学者でも社会人類学者でも、親族関係、親族組織を論じる際に必ずそれを婚姻、出自、居住の規則や「嫡出の原則」といった社会的規範または家産の管理、家業の経営等々の社会的事実との関連のもとに取り扱うのである。たしかに「親族」にわが国の場合などには中根のこのような法律学的意味が存することは事実である。けれども親族をそうした意味にのみ限定してしまうのでは、上述のごとき諸関連を無視して親族関係を分析し、その意味を解明するこ

とに研究の焦点を限定してしまうことになる。

社会学，社会人類学における親族関係の分析の主眼目は，親族関係にある人々が特定の個人からみて何親等にあるのかといったことや，それらの人々の法的権利，義務がいかなるものかといったことを明らかにする点にあるのではない．その主要点は親族関係にある人々の位置とその間の行動様式の分析，解明にあるのである．その行動様式とは法的なものにのみ限定されていない．一例をあげるならば G. P. マードックなども指摘している完全忌避 (complete avoidance)，尊敬 (respect)，略式 (informality)，懇意 (familiarity)，義務的冗談 (obligatory joking) (Mardock, 1949, p. 272) などといった社会関係的内容をもったものをも含むのである．親族を法律上の枠組，あるいは法律学的概念としたのでは，せいぜいのところ各個人の成員性および法的権利，義務関係が問題となるに止まるのであり，ここにあげたような問題性が導出される余地はないといえるのである．

他方また中野卓のように社会学的な意味での「血縁」は「親族関係」の紐帯を指すものだとして，「血縁」と「親族関係」との間の区別を社会学上解消してしまおうとする主張もある (中野卓, 1958, p. 1)．もしこのように考えるとすれば，日本の家の成員をめぐる血縁，非血縁の問題 (この問題は日本の家の性格を考えるうえで看過できない重要性をもっている) は，ごく簡単にかたづいてしまうことになり，親族関係，親族組織をめぐる重要な論点を欠落することになるろう．親族関係を社会関係であるとする中野の主張は正しい．しかしそうかといって「血縁」と「親族」との区別を社会学上といえども解消してしまふことは妥当ではない．

以上みてきたように親族関係を分析する際に，それを生物学的事実と強く関連づけたり，また親族を法律上の枠組としてしまうような立場をとったり，あるいは社会学上という限定をつけて「親族」と「血縁」の区別を解消してしまったのでは親族関係の十分な分析はなし得ないのである．

ここでわれわれはイギリスにおける構造 (主義) 人類学のもっともよき

理解者といわれている E. リーチがレヴィ=ストロースの「親族の基本構造」を批判したつぎのような指摘を思い出していいかもしれない。

「強いていうなら、イギリスの人類学者は、親族名称の体系の主な型は、人間精神の普遍的属性に対する反応よりも、社会組織の違ったパターンに対する反応であると主張するだろう。」

「親族関係について人類学者が述べる場合は、社会的行動を扱うのであって、生物学的事実を問題とするのではない。」(Leach, 1970, p. 136).

こうした課題を取り扱うには、われわれは親族関係を社会関係とする分析視点をとらなければならないのである。(1974年10月18日稿)

参 照 文 献

- 有賀喜左衛門, 1966, 有賀喜左衛門著作集 I, 未来社.
及川 宏, 1967, 同族組織と村落生活, 未来社.
岡田 謙, 1942, 未開社会における家族, 弘文堂.
鈴木栄太郎, 1968, 鈴木栄太郎著作集 I, 未来社.
———, 1971, 鈴木栄太郎著作集 III, 未来社.
中根千枝, 1967, *Kinship and Economic Organization in Rural Japan*, The Athlone Press.
中野 卓, 松島静雄, 1958, 日本社会要論, 東京大学出版会.
森岡清美, 1972, 社会学講座 3, 家族社会学, 東京大学出版会.
Embree, J. F., 1939, *Suye Mura, a Japanese Village*, University of Chicago Press.
Leach, E., 1970, *Levi-Strauss*.
邦訳, レヴィ=ストロース, 吉田貞吾訳, 新潮社.
Levi-Strauss, C., 1956, *The Family*
邦訳, 文化人類学リーディングス, 祖父江孝男訳編, 誠信書房.
Malinowski, B., 1927, *The Father in Primitive Psychology*,
邦訳, 未開家族の論理と心理, 青山道夫, 有地享共訳, 法律文化社.
Mardock, G. P., 1949, *Social Structure*, Macmillan.
Needham, R., 1966, Age Category, and Descent, in; *Bijdragen tot de Taal-Landen Volkenkunde* 122.

Radcliffe-Brown, A. R., 1940, On Social Structure, in; *Structure and Function in Primitive Society*, Glencoe.

—————, *Method in Social Anthropology*, ed. by, M. N. Srinivas, Chicago Press.

Southwold, M., 1971, Meanings of Kinship, in; *Rethinking Kinship and Marriage*, Tavistock.

The View-Point for the Analysis of Kinship Relations

Toshimasa Hirano

Résumé

In studying social structure, first of all, the social anthropologists pay attentions to family and kinship organization. In a sense, family is a kind of kinship organization characterized by its common residence and household.

For the social anthropologists, though the concept of «kinship» is the most important clue to analyze social structure, the definition of kinship is very ambiguous.

Kinship is ordinarily defined by blood relation and affinity, and for that reason we are apt to understand it either through a physiological aspect or a legal aspect.

Is it relevant that we, the social anthropologists, examine kinship relations only through physiological and legal aspect?

When we think about kinship relations, we must give attention to the relation between kinship relations and social norms, institution of marriage, rule of descent, rule of residence, and so on. When we describe kinship relations, we deal not only with a scheme of interpersonal relations, but also with social behaviors of the people related to each other by kinship tie.

If we want to understand kinship relations thoroughly, we must, therefore, take an analytical point of view as follows; the kinship relation is not only physiological and legal fact but a social relation.